

葛飾区柔道会々則

昭和 42 年 1 月 1 日制定
昭和 45 年 2 月 21 日改訂 イ
昭和 45 年 12 月 12 日改訂 ロ
昭和 47 年 12 月 7 日改訂 ハ
昭和 56 年 4 月 12 日改訂 ニ
昭和 56 年 12 月 20 日改訂 ホ
平成 2 年 8 月 15 日改訂 ヘ
平成 4 年 8 月 22 日改訂 ト

- 第一条 本会は葛飾区柔道会と称する
第二条 本会の事務所は理事長宅に置く
第三条 本会は講道館柔道の普及発展と関連団体の連絡並びに会員相互の心身の鍛成と親睦を図り区内青少年の健全なる育成に資することを以って目的とする
一、大会の開催並びに後援
二、各種試合の開催並びに選手の派遣
三、研究会並びに講習会の開催
四、段位の審査及び推薦
五、関連団体への役員の推薦
六、その他必要と認めた事業
第四条 本会は葛飾区内の居住者又は道場・学校・職場等に所属する柔道修行者にして本会の目的に賛同する者を以って組織する
第五条 本会への入会は葛飾区内道場の師範又は之に準ずる者の推薦による
第六条 本会に次の役員を置く
一、会長 一名
二、副会長 若干名
三、理事長 一名
四、副理事長 若干名
五、常任理事 若干名
六、理事 若干名
七、審議員 若干名
八、会計 二名
九、監事 二名
十、幹事 若干名
第七条 本会に次の部を置く
一、総務部
二、庶務部

- 三、事業部
 - 四、渉外部
 - 五、研究部
 - 六、審議部
 - 七、会計部
- 第八条 本会の役員は次の条項に従って選定し、その任期は二ヶ年とする 但し再選を妨げない
- 一、本会の会長・理事・及び都柔連役員・都柔連審議員は理事会に於いて選出し総会の承認を得る (ロ)
 - 二、副会長は会長が指名委嘱する
 - 三、理事長は理事の互選により選出する
 - 四、副理事長は理事長が指名し会長が委嘱する (ハ)
 - 五、常任理事は会長・副会長・理事長の議を経て理事中より会長が委嘱する
 - 六、審議員は常任理事会の議を経て会長が委嘱する
 - 七、次の役員は常任理事会に諮って会長が委嘱又は推薦する
　　体育協会理事　　体育指導員　　幹事
 - 八、役員が任期中に更迭するとき又は役員の補充を行う場合は常任理事会の議を経なければならない
- 第九条 本会役員の任期は次の通りとする
- 一、会長は本会を代表し会務を統裁する
 - 二、副会長は会長を補佐し会長事故あるときは之を代行する
 - 三、理事長は理事を代表し常任理事会の実施に当たる
 - 四、副理事長は理事長を補佐する (ハ)
 - 五、常任理事は常任理事会を組織し会務の企画立案実施に当たる
 - 六、理事は理事会を組織し常任理事会に於いても決定できない重要な会務の運営につき審議決定する
　　尚緊急重要なる場合は総会に代わる理事会を開くことができる
 - 七、審議員は審議会を組織し段位の審議及び推薦に当たる
 - 八、監査は本会の経理を監査する
 - 九、幹事は理事長の指示に従い会務を処理する
- 第十一条 本会に名誉顧問・顧問・常任相談役・相談役を置くことができる (二)
- 第十二条 本会に参与を置くことができる 参与は常任理事会に諮って会長が之を委嘱し会務につき会長の諮問に応じ各会議に出席し本会発展に資する意見を述べることができる
- 第十三条 本会の会議は次の通りとする
- 一、定時総会
 - 二、臨時総会
 - 三、常任理事会

- 四、理事会並びに幹事会
- 五、定時総会は毎年度末に招集し臨時総会・常任理事会・理事会並びに幹事会は必要に応じ之を開く
- 第十四条 総会は次の事項を審議決定する
- 一、予算決算事業計画及び事業報告の承認
 - 二、役員の承認 (口)
 - 三、会則の改廃
- 四、その他必要事項
- 第十五条 総会は会長之を招集しその議長となる 総会の議事は出席者の過半数を以つて決す 可否同数の場合議長之を決裁する
- 第十六条 常任理事会は会長・副会長・常任理事を以つて構成し理事長が議長となる
- 第十七条 理事会は会長・副会長・理事を以つて構成し会長が招集し理事長が議長となる
- 第十八条 審議会は会長・副会長・理事長・審議員を以つて構成し審議部長が議長となる
- 第十九条 本会々員にして次の条項に該当する者は常任理事会の議を経て除名することができる
- 一、本会の目的に違反する行為をする
 - 二、本会の名誉を毀損する行為のあった者
 - 三、本会の運営に協力しない者
- 第二十条 本会の経費は会費・寄付金その他の収入を以つて充当する
- 第二十一条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月末日に終わる
- 第二十二条 葛飾区柔道連盟は本会則に準ずる
- 第二十三条 本会則は昭和四十二年一月一日より実施する